時間の数値が有る・数値は無い。②高架南側に隣接する住宅の一部には、東から昇る朝日が高架に遮られて日の出直後の朝日が入らなくなる。予測調査はして有る・調査は無い。

規制時間を超える日影は一部の地域で生じるが、影響は小さいと予測される。 ①一部の地域の具体的な場所と、日影となる

工事完了後における列車の走行に伴う鉄道 騒音については、環境省の指針である「在来鉄 道の新設または大規模改良に際しての騒音対 策の指針について」に定められている計画検 策の指針について」に定められている計画体 見寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m、地上からの高さが 1.2m において調査、 予測及び評価を行っており、事後調査につい ても同地点で実施いたします。鉄道振動についても、同地点で実施いたします。 事後における具体的な調査計画書の中で示 は、今後、作成する事後調査計画書の中で示	事後評価における測定を 12.5m 地点だけでなく、より近接した地点でも行うこと。
環境影響評価書案 資料編 115 ページに示すとおり、「在来線高架鉄道からの騒音予測す法案について」(昭和 55 年 4月 騒音制御: vol. 4 No. 2) に基づき、建築物等による実際の減衰状況に基づいた鉄道騒音の予測・評価を行っています。	建物等が存在することによる騒音減衰効果についての補正方法について、建築物等による実際の減衰状況にもとづいてその適否を検証すること。
鉄道騒音については、環境省の指針である「在来鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に基づき等価騒音レルを用いて、調査、予測及び評価を行っています。 事業の実施に当たっては、環境保全措置として、可能な限りロングレールを採用し、弾性バラスト軌道やレールの重量化を採用するとともに、遮音壁を設置します。また、車両や軌道の定期的な検査、保守作業を実施するなど、鉄道の騒音の依滅に努めます。	中井・野方間の環境影響評価書によると、100dB近い単発騒音暴露が確認されている。こうした機しい騒音が繰り返されることは、たと光統骸的な騒音ではなくとも心身に深刻なたがある。また、「等価騒音」でいるが、1時間当たりの通過本数で見ても時間によって倍近い差がある中では、騒音の影響を適切に評価しているとは言い難い。こうした点を踏まえ、時間単位の等価騒音レベルの評価を行うとともに、「等価騒音」による評価のみならず、「単発騒音暴騒音」による評価のみならず、「単発騒音来
田城 八人 京都 田東 海 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	鉄道騒音は、環境基本法による騒音規制の適用外とされているが、輸送力増強の中で車両数増に加え、1時間に最大で50本を超寸列車が走行している現状がある。鉄道騒音は事実上、環境騒音の一部となっていると考えるへきであり、鉄道騒音も含めて環境騒音の規制基準を準用する取扱いとすべきである。  即画書は、『在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針』にもとづいて財活準を準用する取扱いとすべきである。  野音評価の基準を「騒音レベルの状況を改良財子の改善すること」としているが、これは極めて不十分であり、「環境基本法に基づく騒音規制基準」に準じた評価とすべきである。
対しの字業軍	都民の意見

説明会に伺い、スライドに「日照の影響を 可能な限り回避又は低減するため高さに配 値・北側側道…」とありますが、現在前にあ る1列の住たよりも線路が高くなった場合、 お庭が日陰になります。「可能な限り」の範囲 が、ギリギリに住んでいると分かりにく、 多少なりとも日影が増えてしまうのでは?と 不按に思っております。庭で野菜を育てる事 を楽しみにした目宅です。鏡路は前の目宅よ り低い位置になりますでしょうか? 日影については評価方法及び予測を誘む限り影響は少ないとの主張であるが、「建築基」準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制に抵触する地域及びその対策を明確にすることを求め # る地域及びその対策を明確にすることを求め # 6

事業者の見解

田郷

都民の意見

理的なものであるのか、あらためて認識・解を整理されたいこと。

アセスメントが行われてきたようであるが、

東京都の求めるアセスメント上、

適切かる

秀江しことは

事業者の見解

道路の場合は道路中心線)ではなく、道路北端 に設定している。これは、基準法等を「勘案」 する条例』を勘案して評価する」(調査計画書) とされているが、実際には日影評価の基準点 恕日 に沿って評価をやり直すこ したものとは認めがたい。事業者は「一体の を建築基準法等の定める位置(幅員 10m以下の 鉄道高架事業では、この間も同様の手法で 影による中高層建築物の高さの制限に関

『建築基準法』 及び『東京 京 日影の原因となる主な鉄道施設は、「建築製 基準法」第2条の1において、「鉄道及び軌道) の線路敷地内の運転保安に関する施設並び跨点 緑橋、プラットホームの上家は建築物の定義の から除く」とされ、「建築基準法」及び「東京橋 都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制対象となるものではありま せん。 いることから、「建築基準法」及び「東京都日 影による中高層建築物の高さの制限に関する いて高架鉄道の工作物は評価の対象となって 解説)」(平成 26 年 3 月 一方で、「東京都環境影響評価技術指針(付 東京都環境局) にお

条例」の基準を参考に評価をしています。 側道等については、鉄道と同時に事業を行い、鉄道施設と併せて整備されることから、体的に整備する都市施設として敷地境界を

なお、「建築基準法」では、日影の対象は建築物としており、道路は対象外となります。

設定しています.

電波障害

都民の意見

衛星放送については、 測されます。 テレビ等による受信対策を講じます。 ①ケーブル基地局との契約は NHK 受信料契約 障害が明らかになった場合には、 事業区間の北側で予 ケーブル

だけで済む・済まない。

事業者の見解

ン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和 54年 10月 建設省計用発第 35号□強設事務次官通知)に基づき、職等の外容および程度に応じて共同受信設備であった容および程度に応じて共同受信設備でよる。 の改良・新設等の対策を適切に実施します。 94 了後における鉄道構造物および列車走行に り電波障害が発生したと確認された場合! 本事業の実施に伴う工事施行中及び工事完 後における鉄道構造物および列車走行によ 電波障害が発生したと確認された場合に 「公共施設の設置に起因するテレビジョ

> 離に渡り続くこととなる。フェンスで囲まれたこの場所には不法投棄も予想され、日も当たらず、治安悪化が想定される。高架橋の周 概要版の104頁の上石神井第3号踏切の高 架橋の写真をみて、この高架橋が長い延長距

囲は人のよりつかない場所となり、路切は除却されて車がスピードを出しやすくなり、事故も多発すると想定される。練馬区は自然も多く、生産緑地の田畑も多いため、野鳥が多 の写真をみると、目前に広がるのっぺりとし 〈飛来するが、高架橋には野鳥が住み着き、 葉書も想定される。何より高架橋という建築 数により南北が分階される。また次頁の駅部 どかな風景は損なわれ、景観に問題なしと 気で言えるのであろうか。 た白い巨大人工構造物があり、せっかくのの

一部となると言っているが、現在の西武新宿線の緑豊かな雰囲気は失われるであろう。周 観の緑豊かな雰囲気は失われるであろう。周 囲環境を考え高架線を目立たなくさせる塗装などのあらゆる工夫が必要ではないかと考える。 と考える。評価書案では都市的景観の要素の 肌の色が目立ち、緑の多い地域の景観を乱 **〈聳える高架線のコンクリー** 都民の意見 7 10日ご恵

画」(平成 23 年 8 月 練馬区)及び西東京市の「都市計画マスタープラン」(平成 26 年 3 月 西東京市)の方針に基づさ、評価を行っています。その結果、事業区間の各駅周辺で 30 は住宅系の土地利用が多い状況にあり は商業系の土地利用が多く、その他の地域で (平成 28 年 6 月 景観については、「東京都景観計画」(平成 年8月改定 東京都)、「杉並区景観計画 事業者の見解 杉並区)、「練馬区景観計 911 of

その中で、西武新宿線は都市的景観要素の一 部となっており、工事の完了後においても、 主要な景観の構成要素はほとんど変化せず、

現在、地平を走行している鉄道は工事の完了 後に高架化されますが、事業区間周辺の都市 的景観要素として融合するものと考えていま

事業の実施に伴う景観への影響を可能な限り回避又は低減するため、鉄道施設の構造 及び高さに配慮します。

事業の実施に当たっては、B して、以下の対策を講じます。

環境保全措置と

境や地域景観と調和するようデザイン、 質、色彩箏に配慮します。 高架橋及び駅舎の外壁については、 周辺環で、対

駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮します。

| 高架下の利用については、今後、関係機関| と協議の上、決定し、適切に管理していきます。

13

電車が通る度に、鉄粉の心配があります。	地上10m~15mの空域は四季を問わず空気が溢れています。 ① 後季の北風は高架に当たり、下向きに吹き下ろし冷たい吹きだまりとなる。予測調査はして有る・調査は無い。 ② 夏季の夕方南風は高架に当たり、上向きに上昇してしまいます。暖められた高架の壁は熱を保ったままになる。予測調査はして有る・調査は無い。	北側に設ける側道の交通量の予測調査はして有る・調査は無い。	環境全般
鉄道から発生する鉄粉については、レール、車輪に超因するものが考えられますが、近年の車両は、電車を停止させる際、主として電気プレーキを使用しております。さらにブレーキを使用しており発生の少ないものとないよす。 しているため、ブレーキへの負担が軽減されています。	、 高架橋の高さは周辺の建物を大きく上回ることはなく、下部は開放される箇所もあることから、風環境に影響を及ぼす可能性は小さいと考えます。 また、地上部に駅施設等が設置されますが、 駅施設等の高さは周辺の建物を大きく上回ることはないため、風環境への影響は小さいと考えられます。 以上のことから、風環境への影響は小さいと考えられます。 以上のことから、風環境については、環境 影響評価の項目として選定していません。		事業者の見解 側道の整備事業は、東京都環境影響評価条 例に基ろく対象事業の規模ではないため、環 境影響評価は行いません。 なお、側道の整備事業においても、周辺環 境に及ぼす影響を出来るだけ少なくする整備 を検討します。

# 事業段階関係区市長の意見と事業者の見解

事業段階関係区市長の意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりで

## 杉並区長の意見と事業者の見解

【騒音・振動】  「仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動につか、で、予測結果が現別値を上回ることから、 に 環境保全のための措置を徹底し、 評価の指標を すー層の低減に努めるとともに、 評価の結標を す 「大きく上回らないこと」から「上回らない を こと」となるよう努めてください。	計画地周辺の住民及び関係者等からの意 ・要望等を尊重し真摯にご対応ください。 を	形並区長の意見 環境影響評価の各種手続きや工事の施行 前、施行中及び完了後等様々な段階において、
仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動の調査、予測及び評価地点については、鉄道騒音に合かせて、計画線製等り動道中心から原門として水平方向に12.5mの地盤面としています。予測結果は、6048~654Bであり、現況値や上回っています。 事業の実施に当たっては、環境保全措置として、調能な限のする箇所においては路盤改良を行い、道法の整備を入念に行うとともに、無両及び動道の注射的な検査、保守作業を十分実施する等、鉄道振動の低減に努めてまいります。 11事の実施に当たり、近隣にお住まいの方から間合せ等があった場合には、適切に対応していきます。	都民の意見書や事業段階関係区長の意見等を踏まえ、適切に対応していきます。	事業者の見解 環境影響評価の各種手続きに当たっては、 超民の意見尊や事業段階関係区市長の意見等 を踏まえ、都民が理解しやすい内容及び表現 にするように努めていきます。 また、工事の実施に当たっては、事前に工 事説明会を開催するとともに、工事のお知ら せをチランや工事者板等にて近隣にお住まい の方へ理解しやすい内容及び表現で周知を図ります。

### 杉並区長の意見

【騒音・振動】
中高層住宅への影響を考慮した工事の完了 に中高層住宅への影響を考慮した工事の完了 後における鉄道騒音の予測結果についても、 評価を行ってください。 予測結果についても、 評価を行ってください。 予測は現底を下 り 中高層住宅の上層階においては、過されて別されてい を 回るものの同程度であることが予測されてい を はず。 つきましては、 過さ方回の騒音拡散を まず。 つきましては、 過さ方回の騒音拡散を が動するため、必要に応じて対策を検討して へださい。 併せて、工事の完了後にも実測を 行ってください。

り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m、 地上からの高さが 1.2m において (図 4.2-1)、 調査、予測及び評価を行っています。

図 4.2-1 1 2m

また、高さ方向の鉄道騒音については、参考に測定が可能な練馬区下石神井 4 丁目 28 付近で、計画線最寄り軌道中心から水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2m、3.5m、5.0m、10.0m、15.0mにおいて調査及び予測を行って

~66dB となります(環境影響評価書案 140 ページ参照)。

資料資

おり、予測結果は、昼間 56dB~71dB、夜間 52dB

や軌道の定期的な検査、保守作業を実施するなど、鉄道の騒音の低減に努めます。 など、鉄道の騒音の低減に努めます。 事後における具体的な調査内容については、今後、作成する事後調査計画書の中で示します。 事業の実施に当たっては、環境保全措置として、可能な限りロングレールを採用し、弾 はパラスト軌道やレールの重量化を採用する とともに、遮音壁を設置します。また、車両 や軌道の定期的な検査、保守作業を実施する

環境保全措置として、事業の実施に伴う景観への影響を可能な限り回避又は低減するため、鉄道施設の構造及び高さに配慮します。

【景観】 可能な限り緑化に努め、沿線部地域の圧迫 感を緩和する対策を行ってください。

ン、材質、 努めます。 さらに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮します。 また、高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイ 色彩等に配慮し、圧迫感の緩和に

新設または大規模改良に際しての騒音対策の 指針について」に定められている計画線最帯 工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音 については、環境省の指針である「在来鉄道の 事業者の見解 令和3年3月15日(月曜日)

練馬区長の意見と事業者の見解	
練馬区長の意見 環境影響評価書の作成および事業実施に当 たっては、環境影響評価書案の内容に対する 練馬区民の意見・要望を反映されたい。	事業者の見解 都民の意見書や事業段階関係区市長の意見 等を踏まえ、適切に対応していきます。
環境影響評価書案に記載された措置を確実に実施するとともに、事業施行時点における に実施するとともに、事業施行時点における 技術進捗などを踏まえた対策を追加で実施して、環境の保全に一層努められたい。	事業の実施に当たっては、環境影響評価書案に記載した措置を確実に実施するととも 家に記載した措置を確実に実施するととも に、今後の新技術を用いた対策の導入を検討する等、更なる環境の保全に努めます。
工事期間中や工事完了後に寄せられた周辺 住民からの意見・要望は真摯に受けとめ、環 境保全のために必要な措置を講じられたい。	工事期間中や工事完了後において、近隣にお住まいの方から関合せ等があった場合には、適切に対応していきます。
今後、環境に及ぼす影響の新たな要因が確認できた場合は、あらためて環境影響評価の項目に関する調査等を実施し、環境保全のために必要な措置を講じられたい。	環境影響評価書案は、道路と鉄道の連続立体交差化に関するもので、事業の実施が周辺 頻焼に及ぼす影響について、調査、予測及び 野価したものです。 副査、予測及び評価は、事業特性や地域特性を勘案の上、東京都環境影響評価条例及びその他の関係法令等に基づき実施しています。 環境に及ぼす影響の新たな要因が確認された場合には、必要に応じて適切に対応していきます。
【騒音・振動】 鉄道騒音の高さごとの予測は、下石神井四 打目の一か所のみでしか行っていない。当談 沿線に近接する中高層建築物は多数存在していることから、調査・予測地点を増やし、精 度の高い高さ方向の評価を実施されたい。	「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」では、「鉄道の騒音・振動の調査地点は、調査教験鉄道の騒音・振動の調査地点は、調査状況を勘案し、代表的な地点を 1 地点以上の状況を勘案し、代表的な地点を 1 地点以上の状況を勘案し、代表的な地点を 1 地点以上の状況を勘案し、代表的な地点を 1 地点以上のな土地利用状況等を考慮し、

【騒音・振動】  西武新宿線沿線は、小中学校などの区立施  西武新宿線沿線は、小中学校などの区立施 設やマンション・戸建てなどの住宅が多いた め、丁事の施工に当たっては、騒音・振動な どの発生を極力抑えられたい。	【騒音・振動】 深夜に及ぶ夜間工事は、回数を最小にし、 狭夜に及ぶ夜間工事は、回数を最小にし、 低騒音・低振動の工法を採用し、事前に周辺 住民への周知の徹底を図られたい。	【騒音・板動】  「仮線区間における振動の評価の指標は「現成線区間における振動の評価の指標は「現況値を大きく上回らないこと」としているが、  「仮線区間の路盤改良や道床の整備を行い、さらなる振動の低減を図られたい。	【騒音・振動】 分岐器設置区間、ロングレール化が困難な 区間においては、特に重点的な対策を講じら れたい。	【騒音・振動】 評価の指標を超える騒音が観測された場合 および地域住民から申出等があった場合は、 地域住民の意見を聴きながら、個別の箇所に おいて必要な対策を実施されたい。
工事の施行中における騒音・振動対策として、建設作業に当たっては、敷地境界付近に 仮囲いを設置し、低懸音及び低振動の工法や建設機械を採用するとともに、最新の技術等を積極的に導入し、騒音・振動の低減に努めます。	建設作業に当たっては、夜間作業を最小限にするなど、可能な限り作業期間や時間の短にするなど、可能な限り作業期間や時間の短縮が図られるよう施工計画を検討します。また、敷地境界付近に仮囲いを設置し、低懸音及び低振動の工法や建設機械を採用するとともに、最新の技術等を積極的に導入し、騒音・振動の低減に努めます。	工事の施行中における仮線区間の環境保全措置として、可能な限りロングレールを採用するとともに、路盤改良、道床の入念な整備等、鉄道振動の伝滅に努めます。	工事の完了後における騒音・振動に関する環境保全措置として、弾性バラスト軌道やレールの重量化を採用するとともに、遮音壁を設置します。 また、車両や軌道の定期的な検査、保守作業を実施するなど、鉄道の騒音・振動の低減に努めます。	工事の施行中に対ける騒音に闘する環境保全措置として、敷地境界付近には仮囲いを設置するとともに、可能な限りロングレールを

【環境全般】	[景観] 事業区間 鉄道施設による地域景観の変化予測に当た 見通せると っては、選定した眺望地点の完成予想図(フォー及び不特定 トモンタージュ)は線路を挟んだ反対側から 4地点、第 も作成されたい。 9 4 地点、第 例えば、 前後で地平 きる場所で 養馬及の予能や がある石神知 である石神知 査、予測及	【景觀】 鉄道や駅はまちのランドマークになるため、高架橋・駅舎部分の外壁および駅舎の形 状・意匠の検討においては、地域住民等の意見を聴きながら進められたい。	【景觀】	【土壌汚染】     工事の施行に 土壌汚染に関する調査は、上石神井の車庫 成14年法律第 も含めて事業区間全体で実施し、汚染が判明 康と安全確保 した場合には、関係法令に則り、適切な措置 条 (平成12年) を講じ、結果を事後調査報告書で報告された - 北地利用の履駆いたしい。 のおそれがある京都土壌汚染対 - 京報 407号)第
駅施設建築図面等を基に行った調査の結果、特別管理廃棄物(廃石綿)は確認されませんでした。 なお、解体作業時の事前調査等においてア スベスト成形板が確認された場合は、「アス ベスト成形板が確認された場合は、「アス ベスト成形板が確認された場合は、「アス ベスト成形板が無でニュアル」(平成 27 年 1 月 東京都)に基づき、除去、連糖、処分等 を適正に行います。	事業区間周辺において、鉄道施設が容易に見通せると予測される場所、眺望の良い場所 及び不特定多数の人の利用頻度や滞留度の局い場所 及び不特定多数の人の利用頻度や滞留度の局い場所等を代表的な眺望として10地点(北個 4地点、南側6地点)を選定し、フォトキン タージュを作成しました。 例えば、人通りや自動車交通があり、事業 前後で地平から高架への構造の変化が視認で きる場所である井荻第6号階切付近、また、 練馬区の衰観まちろくりの区域区分である石 神井川景觀軸に位置しており、事業前後で地 中から高架への構造の変化が視認でをある石 神井川景觀軸に位置しており、事業前後で地 である石神井川沿い等の10地点を選定し、調 査、予測及び評価を行っています。		直深痛及び駅舎の外壁については、「篠馬 区景観計画」に基づさ、周辺霖境や地域景観 と調和するようデザイン、色彩等に配慮する とさもに、駅舎の形状や顔尻等は、地域の架 観づくりに若与するよう配慮します。	工事の施行に先立ち「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)第 4 条及び「都民の健康、14 年法律第 53 号)第 4 条及び「都民の健康、安全を確保する場項に関する条例」第 117 条 (平成 12 年東京都条例第 215 号)に基づき土地利用の履歴等調査を行い、土壌汚染の状況を確認いたします。調査の結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合には、「東京都土壌汚染対策指針」(平成 22 年東京都告示第 407 号)等に基づき、適切な措置を講じることとし、これらの結果を事後調査報告書で報告します。
	バリアフリー化などに十分留意するとともに、工事内容、時間等を周辺住民、周辺公共に別知するように努められたい。特に、事業区域に近接する学校、保育圏、医療施設、商齢者施設、障害者施設等には特段の配慮を額いたい。	)安全を図るため、建設機械の使 可の運行、工事時間、仮設通路の		【その他】 駅舎で使用される払声器や、仮線区間の進 入磐報機については、音量対策等、適切な運 用を図られたい。
	常生活に著しい影響を及ぼすことのないよう 十分に検討し、道路管理者、交通管理者等の 関係機関と協議の上、決定します。 関係機関と協議の上、決定します。 「両の出入口付近に交通誘導員を配置する等の 措置を講じるとともに、工事中の事故が発生しないよう工事の安全管理を徹底します。	工事用車両の走行ルートに 域の主要な道路を使用します では、一般車両、緊急車両及		駅舎で使用する拡声器や、仮線区間の進入響報機については、音量対策等、適切な運用に努めます。

17

【騒音・振動】  工事の施行中、仮線時の列車の走行に伴う 鉄道振動については、付近住民への負担を最 小限とするため、技術の進歩を踏まえ適切な 措置を確実に行うとともに、必要に応じ追加 措置を講じられたい。	【騒音・振動】 列車走行時の騒音の影響を可能な限り低減 列車走行時の騒音の影響を可能な限り低減 するため、施設等の供用時の環境配慮として、 高架構造の防音対策等に加えて、車両及び軌 道の維持管理の徹底等、適切な対策について 十分検討すること。	【騒音・振動】 低周波音の調査においては、低周波音に関する既存資料をより幅広く収集整理し、一般環境中の低周波音の音圧レベルの状況についても調査すること。	【騒音・振動】 工事期間が2023年度から15年後の2038年 正事期間が2023年度から15年後の2038年 度と反期におたり、大規模な事業が実施され るため、特に工事車両の騒音や振動などの影響を受けやすいことから、大型車混入率の変 化などを踏まえた、工事車両の走行に伴う道 路交通の騒音・振動や自動車排出ガスの影響 の評価を環境影響評価の項目に加えていたださたい。
事業の実施に当たっては、環境保全措置として、可能な限りロングレールを採用し、新たに仮線を敷設する箇所においては路盤改良を行い、道床の整備を入念に行うとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を十分実施する等、鉄道振動の低減に努めます。 近隣にお住まいの方から間合せ等があった場合には、適切に対応していきます。	工事の完了後における列車の走行に伴う鉄道騒音・振動については、環境保全措置として、可能な限りロングレールを採用し、弾性バラスト軌道やレールの重量化を採用するとともに、連音軽を設置します。また、車両や軌道の定期的な検査、保守作業を実施するなど、鉄道の騒音・振動の低減に努めます。	工事の施行中においては、一般に市街地の工事で使用される建設機械類及び低騒音型の建設機械類を使用される建設機械類及び低騒音型の建設機械類を使用するため、周辺に影響を及ぼすような低周波音を発生させることはないものと考えています。また、工事の完了後においては、低周波音の発生が問題となるような走行速度、構造等の計画がないため、低周波音に係る影響はないものと考えます。 以上のことから、低周波音については、予測事項としていません。	事業者の足解 本事業の工事用車両の走行ルートと想定される主要な道路の交通量は、平日 24 時間で2,500 台~65,218 台となります。一方、本事業の工事用車両台数の合計は最大で324台/日(往復)、区間で分けた各ブロックの最大台数は4台/日~90台/日(往復)を想定しており、現況の交通量に対する工事用車両の増加割合は少なくなっています。また、工事用機入道路は分散して設けるため工事用車両は1か所に集中することはないと考えます。

【景観】 景観の予測においては、フォトモンタージー 東観の予測においては、フォトモンタージー ユ法等により近景・中景・速景の変化を予測 し、また、防音壁等の設置状況も考慮するこ 建設機械の稼働及び工事車両の走行に伴って排出される大気汚染物質及び粉じんの影響 について、定量的手法により予測を行うこと。 環境全般 멻 東京市長の意見 また、工事の進捗に伴い工事箇所が移動することから、一定区間内における稼働は比較的短期間となります。更に、排出ガス対策に適合した建設機械の積極的導入等、排出ガスの低減に配慮することから、大気質への影響は小さいと考えます。 ニュニ 馬島県で位置しており、事業前後で掲 平から高架への構造の変化が視認できる場所 である石神井川沿い等の 10 地点を選定し、調 也、予測及び評価を行っていませ 工事の実施に伴う粉じんの発生については、飛散防止のための清掃や散水、シート覆い等の措置を随時施すことから、周辺環境への影響は小さいと考えます。 工事用車両の走行に伴う大気汚染については、本事業の工事用車両の走行ルートと想定される主要な道路の交通量は、平日24時間で2,500台~65,218台となります。 一方、本事業の工事用車両台数の合計は最 建設機械の稼働に伴う大気汚染については、建設機械の稼働により大気汚染物質が排出されますが、鉄道敷地に近接した限られた事業用地内での稼働となるため、同時に稼働できる台数は限られます。 例えば、人通りや白動車交通があり、事業前後で地平から高架への構造の変化が視認できる場所である井荻第6号踏切付近、また、練馬区の景観まちづくりの区域区分である五 事業区間周辺において、鉄道施設が容易に見通せると予測される場所、眺望の良い場所 及び不特定多数の人の利用頻度や滞留度の高い場所等を代表的な眺望として10 地点(北側 これらのことから、工事用車両の排出ガス による周辺の環境に及ぼす影響は小さいと考 えます。 用車両の増加割合は少なくなっています。 また、工事用搬入道路は分散して設けるため工事用車両は1か所に集中することはない 大で 324 台/日 (往復)、区間で分けた各ブロックの最大台数は 44 台/日~90 台/日 (往復) タージュを作成しました。 例えば、人通りや白動車交通があり、 以上のことから、大気汚染については、 境影響評価の項目として選定していません。 と考えます。 を想定しており、現況の交通量に対する工事 4 地点、南側 6 地点)を選定し、 事業者の見解 フォトモン 蘇

19

版 別		
解集計画の具体化に当たっては、夜間照 の事業実施が周辺環境に及ぼす影響につい る影響を可能な限り保険することが この影響を可能な限り保険するため、上 、夜間照明をでき。 調査、予測及び評価にたものです。 。 調性の環境配慮として、夜間照明をでき 、関西に満皮が許しまったが大 、夜間照明をでき。 、質用についても対抗ち等で発生する排水に た。 、な間に明をでき、大力の他の関係法令等に基づき、実施しました。 、なると対しました。 、な間作業に当たっては、夜間照明をでき、 、なの他の関係法令等に基づき、実施しました。 、なが、夜間作業に当たっては、夜間照明の 使用について配慮した施工計画を検討しました。 、なが、次間作業に当たっては、夜間照明の 使用について配慮した施工計画を検討しました。 、本地を東西に横断し、瞬田川に注ぐ売っいては、工事区域内の花殿槽で土砂を花殿 なって流れ、近年、排水の規制や下水道 、また、土砂については、近年のたが非水します。 ・ は、土砂については、近年が大します。 ・ は、大型・プラット ・ は、土砂については、工事区域内で洗透り ・ は、土砂については、工事区域内で洗透色 ・ は、土砂については、工事区域内で浸透色 ・ は、土砂については、工事区域内で浸透色 ・ でだめられた水質 ・ でがっかられた水面 ・ でだめられた水質 ・ でだめられため、 ・ 水道にするでは、大町が上及び発向で浸透色 ・ 水の・の影響が懸念されるため、 ・ 水道にすず、の原生水等については、工事区域内で浸透色 ・ でだめられたが質基準に応じて、下水道法等法色 ・ 水の・ の影響が懸念されるため、 ・ 水道を単に、 にたがって、 水質活過に ・ 水面に、 地球に、 にたがって、 水質活過に ・ 水面に、 地球に、 にたがって、 水質活過に ・ 水面に、 地球に、 にたがって、 水質活過に ・ 水面に 地球に いての影響が懸念されるため、 水面を及ぼす要因はないものと考えます。 でがり、 銀路方面の杭間隔は約 3 m~12m、	また、地中薬を設置しますが、深さは約2m~3m(一部、約8m)となります。このように、大規模な地下掘削や地下木の勝水、連続した地下構造物の設置等は行わないため、地盤変形及び地下水への影響は小さいと考えます。 以上のことから、水質汚濁、地類、地形・地質及び水循環については、環境影響評価の項目として選定していません。	
株共園区域には住居が近接することか ける工事の実施や完了後の鉄道の通常運行等 「業計画の具存化に当たっては、夜間照 の事業実施が周辺環境に及ぼす影響につい 「本部型の環境配慮として、夜間照明をでき 在を勘案の上、「真点都環境影響評価条例」及 「本語」、「本社」」は、西武新宿 「公一総河」(石神井川)は、西武新宿 「公一総河」(石神井川)は、西武新宿 「公一総河上、「井水の規制や下水道 「本で、大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、	木道や排水します。したがって、水質汚濁に水道や排水します。したがって、水質汚濁に影響を及ぼす要因はないものと考えます。 影響を及ぼす要因はないものと考えます。 本事業では、抗打ち工及び掘削工を実施しますが、高架橋の抗基礎の深さは約 13m~38m であり、線路方向の抗間隔は約 3 m~12m、線路直角方向の抗間隔は約 3 m~13m で計画しており、間隔を開けて抗を設置します。	の過上で下)知田寺でより、周辺地で水の外質、水位、地盤等への影響が懸念されるため、現地の地質調査結果等を踏まえて、適切な地下水対策についての影響の評価を環境影響評価の項目に加えていただきたい。
	また、土砂だしいでは廃業物として処理しす。 す。 南木及び運搬車両のタイヤに付着した泥 の除去水等については、工事区域内で設施 型にますが、必要に応じて、下水道洗等形 発売されるよの無準が、ためになって、	の 勝幅によって三がされてになり、アファイヤ、ドジョウの他、タホロコ、ドガンシッテが ジョウが確認されている。また、市内には地下水を利用しているといろも多く、 事業計画の具体化に当たっては、 高架橋等の時報工事の具体化に当なっても、 同じ幸れようよ
	工事の施行中に抗打ち等で発生する排水 ついては、工事区域内の沈殿槽で土砂を沈 させた後、下水道法等法令で定められた水 基準以下とした後、公共下水道へ排水します	【環境全般】 東京北部を東西に横断し、隅田川に注ぐ荒 東京北部を東西に横断し、隅田川に注ぐ荒 川水系の一級河川(石神井川)は、西武新宿 緑に沿って流れ、近年、排水の規制や下水道
、	なお、夜間作業に当たっては、夜間照明のなお、夜間作業に当たっては、夜間照明の使用について配慮した施工計画を検討します。	(いただまだい)
	の事業実施が周辺環境に及ぼす影響につて、調査、予測及び評価したものです。  関査、予測及び評価は、事業特性や地域 住を勘案の上、「東京都環境影響評価条例」  びその他の関係法令等に基づき、実施しま	・ 大 然の 攻 に 下 に 近 は な か い に で ま で が ま か に に す が で が に か で が で が で が で が で が で が で が で が で が で
四米以口杖の恩兄 単飛るの兄群 静楽者 海綿寺狭ち指がに	事業もの兄界 環境影響評価書案は、連続立体交差化に スコ重の重権や守了後の辞消の通位浦行	*10息児

【環境全般】 温室効果ガス (地球温暖化防止)の予測に おいては、健設機械の稼働及び工事車両の走 行に伴って排出される温室効果ガスの排出状 況について、定量的手法により予測を行うこと。	【環境全般】  既存権築物及び工作物等の解体にあたって 既存権築物及び工作物等の解体にあたって は、アスベストに関する事前調査を確実に実 行すること。また、アスベストを含有する場合は、アスベストの飛散が懸念されるため、 アスベストについての影響の評価を環境影響 評価の調査項目に加えていただきたい。	四東東市長の原元 【環境全般】 工事車両の走行ルートについて、住宅地に おいては、通学路や生活道路を回避するなど 十分検討を行うこと。
工事の施行中において、建設機械等の稼働により温室効果ガスの発生がありますが、鉄 護敷地に近接した限られた事業用地内での稼働であり、工事における台数は限られるため、 本事業による影響は小さいと考えます。 以上のことから、温室効果ガスについては、 環境影響評価の項目として選定していません。	駅施設種樂図面等を基に行った調査の結果、特別管理廃棄物(廃石綿)は確認されま 果、特別管理廃棄物(廃石綿)は確認されま せんでした。 なお、解体作業時の事前調査等においてア スペスト成形板が確認された場合は、「アス ペスト成形板対策マニュアル」に基づき、除 去、運搬、処分等を適正に行います。	事業者の兄妹 工事用車両の走行ルートは、可能な限り地域の主要な道路を使用しますが、評細については、一般車両、緊急車両及び近隣住民の日常生活に著しい影響を及ぼすことのないよう十分に検討し、道路管理者、交通管理者等の関係機関と協議の上、決定します。また、工事の実施に当たっては、工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置する等の措置を課じるとともに、工事中の事故が発生しないよう工事の安全管理を徹底します。

指定理由 別表のとおり

公

に被害が生じると認められるため

報

を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用

都

令和三年三月十六日

東 京

## ●東京都告示第二百六十九号 東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都

条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定

知事指定薬物の名称

東京都知事

小 池

薬物を次のとおり指定する。 百合子

令和三年三月十五日

#### 【別表】

【別表】		
	化学名	通称名
(1)	N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イ	ADB-BUTINACA
	ル) -1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及び	
	その塩類	
(2)	1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン	3 F - P C P, 3 - F 1 u o r o - P C P
	及びその塩類	
(3)	$3-\{2-[エチル(プロピル)アミノ] エチル\}-1 Hーインド$	4 – A c O – E P T
	ールー4ーイル=アセテート及びその塩類	
(4)	エチル= (R) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(R) -	threo-4-Fluoroethylphenid
	ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル=(S)-2-(4-	a t e
	フルオロフェニル)-2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセ	
	テート及びそれらの塩類	
(5)	エチル= $(R)$ $-2-(4-フルオロフェニル) -2-[(S) -$	erythro-4-Fluoroethylphen
	ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル=(S)-2-(4-	i d a t e
	フルオロフェニル)-2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセ	
	テート及びそれらの塩類	

氏

名

住

所

### 告

### 示 教

# ●東京都教育委員会告示第十一号

のように休館する。 により、 則第十一号)第四条ただし書及び第十一条ただし書の規定 東京都立図書館館則 東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次 (昭和六十二年東京都教育委員会規

令和三年三月十五日

京 都 教 育 委 員 会

期日 年六月十八日 令和三年四月十六日、 同年五月 一十一日及び同

理由 設備等の保守点検のため

### 公 告

地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法

(昭和二十九年法律第百十九号)

第二十

九条第一項の規定により野津田東土地区画整理組合理事長 事に就任した旨の届出があったので、 村野幸司から次に掲げる者が令和三年二月十六日付けで理 より公告する。 同条第二項の規定に

令和三年三月十五日

東京都知事 小 池 百 合子

二、同番十二地先及び同番三

代表取締役

千葉雄二郎

近藤 博徳 町田市野津田町二千八百二十三番地

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

21

完了した。

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年三月十五日

令和三年三月十五

東京都多摩建築指導事務所長

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

国分寺市北町五丁目十四番二 埼玉県本庄市西富田七百六 十二番地一

> 四 三

意見 設置者名 店舗所在地

サミット株式会社

ケイアイスター不動産株式

代表取締役 塙 圭二

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

六

縦覧期間

令和三年三月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

七

縦覧時間

浅

勉

許可を受けた者の

二十四、矢崎町三丁目一番十 府中市矢崎町一丁目二十七番 株式会社飯田産業 武蔵野市境二丁目 住所及び氏名 一番

号

含まれる地域の名称 開発区域又は工区に

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見を聴取したので、 大規模小売店舗立地法 同条第三項の規定により次のとおり (平成十年法律第九十一号) 第八

勉

店舗名

サミットストア井荻店

東京都知事

小

池

百 1合子

杉並区井草三丁目四番二十三号

住所及び氏名許可を受けた者の

ア

イ

概要 聴取者

意見なし 杉並区長

Ŧi. 縦覧場所 収受日

**令和三年二月十七日** 

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

例(平成元年東京都条例第十号)に定めまで。ただし、東京都の休日に関する条令和三年三月十五日から同年四月十五日

午前九時三十分から午後四時三十分まで ただし、正午から午後一時までを除く。 る休日を除く。

都市計画道路事業の施行について

定により、 都市計画法 次のとおり公告する。 (昭和四十三年法律第百号) 第六十六条の規

令和三年三月十五日

東京都知事 小 池 百 合子

種類及び名称都市計画事業の 別表のとおり

施行者の名称 東京都

 $\equiv$ 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

1	(第17294号)	東	京	都	公	報	令和3年3月15日(月曜日) 22
							福類及び名称 郡市計画事業の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
							丁目、 田、 関本 関本 一丁目、 一丁目、 一丁目、 二丁目、 二丁目、 二丁目 が 三丁目 並びに 東 一丁目及び三 下目及び三 東 大田 で 三 大田 で こ 大田 で に 大田 で で に 大田 で で に 大田 で に 大田 で で に 大田 で で に 大田 で に 大田 で で に 大田 で に 大田 で
							九 示 整 関 二 令 の 事 号 第 備 東 月 和 告
発 行							所 設 南 北 務 所 事 部 多 所 管 務 建 摩 事
電話 ○三(五三二一)一一一一(代)   郵16   定   (郵送料を含む。)   印   雲東京都新宿区西新宿二丁目八番一号   便-8   一箇月 六、六○○円  刷   車東   東   東   本号   七○円   所   睽東							
º話 ○三(三八一二)五二○一(代)   郵11     ▽で都文京区白山一丁目十三番七号   種-000     一							
FSC 5ックス 版 FSC 0006270							